

# 第156回定時株主総会 招集ご通知に際してのインターネット開示事項

## 〔事業報告〕

1. シオノギグループの現況に関する事項
  - (1) 財産及び損益の状況の推移
  - (2) 企業集団の主要な事業セグメント
  - (3) 企業集団の主要な事業所
  - (4) 企業集団の使用人の状況
  - (5) 主要な借入先の状況
2. 会社の新株予約権等に関する事項
3. 会計監査人の状況
4. 会社の体制及び方針

## 〔連結計算書類〕

連結持分変動計算書  
連結注記表

## 〔計算書類〕

株主資本等変動計算書  
個別注記表

## 塩野義製薬株式会社

上記事項は法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供いたしております。

## 〔事業報告〕

### 1. シオノギグループの現況に関する事項

#### (1) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

##### 【IFRS】

区 分	2018年度 第154期	2019年度 第155期	2020年度 第156期 (当期)
売 上 収 益	百万円 367,960	百万円 333,371	百万円 297,177
営 業 利 益	百万円 145,081	百万円 130,628	百万円 117,438
税 引 前 利 益	百万円 174,043	百万円 158,516	百万円 143,018
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益	百万円 137,191	百万円 122,193	百万円 111,858
研 究 開 発 費	百万円 52,058	百万円 47,949	百万円 54,249
資 産 合 計	百万円 938,540	百万円 873,695	百万円 998,992
資 本 合 計	百万円 813,087	百万円 765,203	百万円 864,550
基本的1株当たり 当 期 利 益	円 銭 438.47	円 銭 395.71	円 銭 365.03
1株当たり親会社 所有者帰属持分	円 銭 2,598.16	円 銭 2,518.74	円 銭 2,806.67
1株当たり配当金	円 銭 94.00	円 銭 103.00	円 銭 108.00 <sup>(注2)</sup>
親会社所有者帰属持分 当 期 利 益 率 (ROE)	% 17.8	% 15.5	% 13.9
親会社所有者帰属持分 配 当 率 (DOE)	% 3.8	% 4.0	% 4.1 <sup>(注2)</sup>

(注) 1. 当社グループは2020年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

2. 当期の1株当たり配当金及び親会社所有者帰属持分配当率は、第156回定時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決された場合の金額及び数値を記載しております。

【日本基準】

区 分	2016年度 第152期	2017年度 第153期	2018年度 第154期	2019年度 第155期
売 上 高	百万円 338,890	百万円 344,667	百万円 363,721	百万円 334,958
営 業 利 益	百万円 108,178	百万円 115,219	百万円 138,537	百万円 125,231
経 常 利 益	百万円 123,031	百万円 138,692	百万円 166,575	百万円 151,751
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円 83,879	百万円 108,866	百万円 132,759	百万円 121,295
研 究 開 発 費	百万円 59,907	百万円 59,945	百万円 68,325	百万円 47,193
総 資 産	百万円 661,499	百万円 711,463	百万円 778,741	百万円 773,650
純 資 産	百万円 526,211	百万円 604,840	百万円 672,429	百万円 683,647
1株当たり当期純利益	円 銭 259.88	円 銭 342.71	円 銭 424.31	円 銭 392.80
1株当たり純資産額	円 銭 1,638.46	円 銭 1,911.36	円 銭 2,144.33	円 銭 2,248.69
1株当たり配当金	円 銭 72.00	円 銭 82.00	円 銭 94.00	円 銭 103.00
自己資本当期純利益率 (ROE)	% 16.3	% 19.4	% 20.9	% 18.0
株主資本配当率 (DOE)	% 4.5	% 4.6	% 4.6	% 4.7

(注)2018年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を適用しております。このため、2016年度と2017年度については当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

### 【日本基準】

区 分	2016年度 第152期	2017年度 第153期	2018年度 第154期	2019年度 第155期	2020年度 第156期 (当期)
売 上 高	百万円 305,256	百万円 315,941	百万円 327,991	百万円 293,865	百万円 260,986
営 業 利 益	百万円 108,513	百万円 116,907	百万円 138,366	百万円 116,107	百万円 76,192
経 常 利 益	百万円 108,113	百万円 117,534	百万円 139,836	百万円 121,265	百万円 81,714
当 期 純 利 益	百万円 28,767	百万円 89,135	百万円 100,037	百万円 88,640	百万円 32,181
総 資 産	百万円 559,714	百万円 584,964	百万円 612,336	百万円 580,804	百万円 617,123
純 資 産	百万円 451,572	百万円 500,510	百万円 533,261	百万円 530,482	百万円 536,405
1株当たり当期純利益	円 銭 89.13	円 銭 280.60	円 銭 319.73	円 銭 287.05	円 銭 105.02
1株当たり純資産額	円 銭 1,415.22	円 銭 1,590.50	円 銭 1,711.39	円 銭 1,744.81	円 銭 1,778.50

(注)2018年度より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しております。このため、2016年度と2017年度については当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

## (2) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の製造、販売を主要な事業としております。

### (3) 企業集団の主要な事業所

		名 称	所 在 地
国 内	本店・支店	本店	大阪府 大阪市
		東京支店	東京都 千代田区
	事業所	梅田オフィス	大阪府 大阪市
		医薬事業本部オフィス	大阪府 大阪市
	研究所	医薬研究センター	大阪府 豊中市
		CMCイノベーションセンター	兵庫県 尼崎市
	工場(注)2	摂津工場	大阪府 摂津市
金ケ崎工場		岩手県 胆沢郡	
徳島工場		徳島県 徳島市	
海 外 (注)2		シオノギ I N C .	米国 ニュージャージー州
		シオノギ B . V .	オランダ アムステルダム
		平安塩野義(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
		平安塩野義有限公司	中華人民共和国上海市

(注) 1. 上記のほか、全国各主要都市に営業所等を設けております。

2. 子会社における拠点であります。

### (4) 企業集団の使用人の状況

#### ① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
5,485 名	(増) 263 名

(注) 使用人数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、臨時雇用人員を除いております。

#### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
2,589 名	(減) 78 名	41.2 才	15.7 年

### (5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の新株予約権等に関する事項

### ① 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権 1個当たり の発行価格	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月11日)	2011年 6月24日	252個	当社普通株式 25,200株	113,000円	100円	2011年7月12日から 2041年7月11日まで	127個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月12日)	2012年 6月27日	316個	当社普通株式 31,600株	91,700円	100円	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	213個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権 (2013年7月11日)	2013年 6月26日	172個	当社普通株式 17,200株	193,100円	100円	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	115個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権 (2014年7月10日)	2014年 6月25日	178個	当社普通株式 17,800株	190,000円	100円	2014年7月11日から 2044年7月10日まで	124個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権 (2015年7月9日)	2015年 6月24日	99個	当社普通株式 9,900株	455,400円	100円	2015年7月10日から 2045年7月9日まで	62個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権 (2016年7月8日)	2016年 6月23日	85個	当社普通株式 8,500株	525,700円	100円	2016年7月9日から 2046年7月8日まで	53個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権 (2017年7月7日)	2017年 6月22日	85個	当社普通株式 8,500株	574,200円	100円	2017年7月8日から 2047年7月7日まで	53個 (2名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。
2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。なお、新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。 )は、新株予約権の公正価額相当額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺しております。
3. 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
4. 取締役の保有状況のうち、2011年度から2014年度の各新株予約権については、取締役1名が取締役就任前に執行役員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。
5. 当社は新株予約権を社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

##### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

98百万円

##### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

107百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（方針、項目、チーム体制、予定時間、前期からの変更点等）及び報酬見積の額の説明を受け、前期の計画と実績・報酬額・時間当たり報酬単価等との比較に加え、社内関係部門の見解を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し同意を行っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社が定めた会計監査人を適切に評価するための基準に照らして、職務遂行の適正性が確保されないと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の不再任の決定を行う方針です。

#### (4) 監査役会が会計監査人を不再任としなかった理由

監査役会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けるとともに、説明を求め、監査役会が定めた「会計監査人の評価基準」に基づき適切なプロセスを経て、厳正に評価を実施し協議いたしました。その結果、再任を相当とする監査役会の決議に至りましたが、引き続き、会計監査人の業務管理体制を監視してまいります。

## 4. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）に基づく当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務執行に関する事項

当事業年度において取締役会（社外取締役 3 名を含む 5 名により構成）は、14 回開催され、法令・定款に則り経営判断を要する重要事項に関して適切な意思決定を行うとともに、監査役 5 名は取締役の職務執行の監督に努めました。

当社は、経営の執行、監督の役割を明確にし、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入しており、業務執行に係る重要事項は、定期的（毎週）に開催される取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者にて構成される経営会議の審議を踏まえて、取締役会において適法かつ効率的な意思決定を行っております。さらには、業務執行部門及び主要なグループ会社の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告させることにより、執行の監督にも努めております。

なお、当事業年度より、組織決裁から取締役会決議に至る意思決定と職務の執行を透明性及びトレーサビリティを確保して公正・迅速・果断に実行するためのプロセスを採用しました。そのプロセスの一環として、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクレベルに基づく意思決定の基準を設定し、成果の最大化に向けた職務の執行に努めています。

「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に従い、昨年度に引き続き政策保有株式の状況および企業年金の運用状況について取締役会への報告を実施しております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、計画に基づき内部統制評価を実施し、必要な改善を促しております。

情報の保存・管理については、シオノギグループ情報管理ポリシーに基づき情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録を含め、法令・規則等に従い適切に保存・管理しております。

#### ② コンプライアンスに関する事項

当社は、「シオノギグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫



理的行動を確保するため、代表取締役社長自らが四半期ごとに発信している社長メッセージにおいて企業倫理の重要性について繰り返し言及することにより、当社グループ役職員のコンプライアンスの徹底に努めております。また、コンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長）は、四半期ごとにコンプライアンス上の課題等について協議し、定期的にコンプライアンス教育、ハラスメント教育を行うなど、各業務執行部門におけるコンプライアンスの実践を支援しております。さらには、このコンプライアンス委員会の活動状況については、取締役会に年2回定期的に報告を行うことにより取締役の監督を強化し、コンプライアンス体制を推進しております。

加えて、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部によるモニタリング活動を継続するとともに、内部通報制度として内部通報窓口を総務部及び顧問弁護士事務所に設置するとともに、ハラスメント相談窓口及び時間外労働相談窓口を会社内並びに労働組合内に設置しており、コンプライアンス違反、ハラスメント及び過重労働の未然防止、早期発見及び再発防止に努めております。

### ③ リスク管理に関する事項

当社グループは、各組織が意思決定と業務執行に係るビジネスリスクを認識し、主体的にリスク管理・対応策を講じることを基本としています。機会の創出とリスクの回避や低減など、適切な対応を行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等（クライシス）のリスクも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社リスクマネジメント（Enterprise Risk Management）体制を経営戦略の一環として構築し、その推進を図っています。特に、経営に影響を及ぼすような重要なリスクやその対応方針については経営会議及び取締役会にて審議・決定し、対応方針に基づき、主管組織が関連組織と協働し対策を実施しています。

クライシスリスク管理については、規則に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献及び企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服することに尽力しました。具体的には、事業継続計画を含む総合的な体制の整備、推進を図るため、2020年度も引き続き、大規模地震及びパンデミックの発生を想定した事業継続計画を各組織で見直しました。しかし、2020年度に本格化した新型コロナウイルス感染症拡大においては、パンデミック用事業継続計画では対応が不十分であったため、これまで十分に想定されていなかった在宅勤務による事業継続を加味した上で、計画を再検討しました。その結果、製品の安定供給を行なえる等、社会的使命を果たせる事業継続が可能となりました。また、感染症をコア疾患領域と定める当社にとって、新型コロナウイルス感染拡大に関しては、製薬企業としての使命を果たすため、診断薬、ワクチン、治療薬の研究・開発・製造にグループ一丸と

なって取り組み、ステークホルダーの皆様の健康に貢献できるよう注力しています。一方、2020年10月に発生した台湾シオノギに対するサイバー攻撃を期に、ITインフラの整備により事業継続をより確実にするための取り組み（IT-BCP）としてプロジェクトチームを立ち上げ、その対応を強化しています。

更に、当社グループは、事業活動を通じて経済、社会、環境等の様々な社会課題の解決及び医療ニーズに応えることで、社会の持続可能性への貢献と当社グループの持続的な成長を目指すサステナビリティ活動を推進しています。特に、地球環境の保護及び汚染の予防、ともに働くすべての人々と地域社会の安全衛生の確保に配慮した事業活動を行うため、「シオノギグループ EHS※ポリシー」に基づく「シオノギグループ EHS 行動目標」を策定し、活動を推進しています。なお、内部監査を担う内部統制部は、社内の様々なリスク管理の状況について、独立した立場で検証・評価を実施しております。

※EHS：Environment, Health and Safety（環境並びに安全衛生）

#### ④ グループ会社管理体制に関する事項

「シオノギグループ会社管理規則」に基づき、当社各部門が各担当業務に応じてグループ会社の業務を指導・監督するほか、当社から取締役・監査役を派遣し、業務執行を監督、監査しております。グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、グループ会社に当社の基本方針、シオノギグループ行動憲章を周知徹底するとともに、統括管理する総務部を中心にグループ会社役員への教育を行うなど、適正なグループ会社経営を推進し、内部統制部がグループ各社の業務執行の適正性・有効性を確認しております。

#### ⑤ 監査役の職務執行に関する事項

監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を適時に入手し、代表取締役及び各部門の責任者等と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、会計監査人及び内部統制部と緊密に連携する体制を整備しており、監査の実効性を確保しております。

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人を複数選任し、監査役の指揮命令下において監査役会による会計監査人評価等監査役の職務遂行に必要な事項を補助いたしました。

常勤監査役が主宰する「グループ会社監査連絡会」を定期的開催し、グループ会社毎の経営状況に関する意見交換などを通じて、グループ全体の監査状況を確認するとともに、監査の実効性を確保しております。

当事業年度において監査役会は10回開催され、重要な事項については随時「監査役連絡会」を開催するなど、経営の妥当性・効率性、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制の実効性に関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言がなされました。

## (2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」に基づく当事業年度における運用状況を踏まえ、2021年4月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「シオノギの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備・運用いたします。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、常に顧客、社会、株主、従業員の4つのステークホルダーの立場をふまえ社会の期待に応えるため透明で適正な経営を推進します。

最良のコーポレート・ガバナンスを実現させるために制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を実践することで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを念頭に入れ、組織決裁から取締役会決議に至る意思決定と職務の執行は、透明性及びトレーサビリティを確保して公正・迅速・果敢に行います。

適正なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため監査役会設置会社の機関設計のもとに社外取締役を導入し、株主をはじめとする社外からの客観的な視点も踏まえた大局的な判断を行います。なお、任意の機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しています。

取締役会は、取締役会規則に則り適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに職務の執行状況をタイムリーに把握、監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ります。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、専門知識に基づき透明性の高い経営に貢献します。取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、内部統制報告及びそれらの有効性について適切に評価・報告を行います。

監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力します。

会社の経営理念として定めた「シオノギの基本方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「シオノギグループ行動憲章」の徹底を図るとともに、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会においては、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進します。

反社会的勢力に対しては、「シオノギグループ行動憲章」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決議者とする決裁情報等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持します。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、各組織が意思決定と業務執行に係るビジネスリスクを認識し、主体的にリスク管理・対応策を講じることを基本とします。機会の創出とリスクの回避や低減など、適切な対応を行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等（クライシス）のリスクも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社リスクマネジメント（Enterprise Risk Management）体制を経営戦略の一環として構築し、その推進を図っています。特に、経営に影響を及ぼすような重要なリスクやその対応方針については経営会議等でリスク対応について協議し、対応方針に基づいて主管の各組織が、関連部門と協働して必要な対策を適切な意思決定を経て実施します。

クライシスリスク管理については、規則に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制のもと、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献及び企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服します。

また、当社グループは、事業活動を通じて経済、社会、環境等の様々な社会課題の解決および医療ニーズに応えることで、社会の持続可能性への貢献と当社グループの持続的な成長を目指すサステナビリティ活動を推進します。

内部統制部（内部監査部門）は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証します。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入しています。職務の執行に関する重要事項については、定期的（毎週）に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行います。

取締役会の決議及び経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、適切な者がその権限と責任の範囲において職務権限規則、業務分掌規則に則り、職務の執行を円滑に実施する手続きを行います。

当社における職務の執行は、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクレベルに基づく意思決定の基準を設定し、機会を逸することのないように留意します。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心に、「シオノギグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進します。

コンプライアンス委員会の事務局を総務部に置き、コンプライアンス教育及びハラスメント教育などを行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンス及びハラスメントなどに対するリスク管理を支援します。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報窓口を十分に活用し、不祥事の未然防止、早期発見及び再発防止に努めます。

## 6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、シオノギグループ行動憲章の周知を行います。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、シオノギグループ行動憲章、経営計画等の実現に向け、「シオノギグループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成します。

グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進します。

グループ各社の業務執行については、医薬研究本部、医薬事業本部等の事業部門並びに総務部、経理財務部等の管理部門が適正な事業運営の管理・支援を行い、総務部が統括管理部門として全体管理を行います。

また、内部統制部がグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するために、適宜調査を行い、さらに、経理財務部及び内部統制部がグループ各社の監査等を実施します。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置します。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とします。監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に服する旨を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

## 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築します。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができます。なお、取締役あるいは執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告します。監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証します。

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

## 9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高めます。

また、監査役は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を定期的に開催し、各グループ会社の経営状況に関する意見交換を行います。

## 連結持分変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分	非支配持分	資本合計
当期首残高	21,279	21,025	△77,292	708,291	91,848	765,152	51	765,203
当期利益				111,858		111,858	203	112,061
税引後その他の包括利益合計					25,548	25,548	△101	25,447
当期包括利益	-	-	-	111,858	25,548	137,407	101	137,509
自己株式の取得			△50,013			△50,013		△50,013
自己株式の処分		△4,705	38,404			33,698		33,698
自己株式の消却		△30,912	30,912			-		-
配当金				△32,543		△32,543		△32,543
連結範囲の変動						-	10,696	10,696
支配継続子会社に対する持分変動		△7,593				△7,593	7,593	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				71	△71	-		-
その他		35,919		△35,430	△488	△0		△0
当期末残高	21,279	13,733	△57,989	752,248	116,836	846,108	18,442	864,550



## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、当連結会計年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準審議会によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS」という）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 51社

主要な連結子会社の名称

シオノギファーマ(株)、シオノギヘルスケア(株)、シオノギINC.、

シオノギB.V.、平安塩野義（香港）有限公司、平安塩野義有限公司

（新規）設立による増加 4社

取得による増加 2社

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 金融商品の評価基準及び評価方法

##### ① 非デリバティブ金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権を発生日に認識しております。その他のすべての金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

##### (a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記のいずれにも該当しない場合には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

##### (b) 資本性金融商品である金融資産

原則として、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、売買目的で保有するものを除く資本性金融商品については、資本性金融商品ごとに、当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することが認められております。

金融資産は、原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。

また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引費用は発生時に純損益で認識しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として純損益に認識しております。必要な場合には減損損失を控除しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得又は損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。ただし、配当金は純損益として「金融収益」に認識しております。

また、負債性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は、減損損失（又は戻し入れ）及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

上記以外の資産については、公正価値の変動額は純損益に認識しております。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産及び、負債性金融資産のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、毎期、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定し、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に応じて、次の金額を貸倒引当金として認識しております。

(a) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合

12ヶ月の予想信用損失と同額

(b) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、営業債権及びリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。

貸倒引当金の繰入額は、純損益に認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、その戻入額を純損益に認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

## ② 非デリバティブ金融負債

### (i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除しております。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のように測定しております。

#### (a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、「金融費用」として純損益に認識しております。

#### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、純損益に認識しております。

### (iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

## ③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

ただし、当社グループは、一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価には原材料、直接労務及びその他直接費用並びに関連する製造間接費が含まれており、原価の算定にあたっては、総平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、それぞれ見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～17年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

(4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しております。

内部発生の開発費用は資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識しておりますが、臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する内部発生の開発費用は、期間の長さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考えられるため、発生時に費用として認識しております。

製品及び技術の導入契約や企業結合に伴い取得した製品や研究開発にかかる権利のうち、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものは、仕掛研究開発として「製品に係る無形資産」に含めて計上しています。

取得した仕掛研究開発に関する支出は、当社グループに将来の経済的便益をもたらすことが期待され、かつ、識別可能である場合のみ資産として計上しており、これには第三者に支払われた契約一時金及び目標達成時のマイルストーン支払が含まれています。

耐用年数が確定できる無形資産は、各資産の耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・製品に係る無形資産 8～15年
- ・ソフトウェア 5年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

ただし、未だ使用可能ではない無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をせず、減損の兆候がある場合にはその都度及び減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

(5) 使用権資産の減価償却方法

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合には原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方で行っております。

(6) 投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産に準じております。

(7) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却せず、減損の兆候がある場合にはその都度及び減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産を除く）については、資産又は資金生成単位の減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施します。

のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年一定の時期に減損テストを実施しています。さらに、減損の兆候がある場合は、その都度減損テストを行っております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定されます。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定されます。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として純損益で認識しています。

のれん以外の減損損失については、過年度に減損損失を認識した資産又は資金生成単位については、当該減損損失の戻入の兆候の有無を判断しています。戻入の兆候がある場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失の戻入を行っております。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しています。のれんの減損損失については、戻入を行っておりません。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合には、将来掛金の減額又は現金の返還という形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用は、それらを支払う法的債務又は推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる金額を負債として認識しております。

(10) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

また、独立した履行義務であるライセンスを供与する約束については、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、顧客に以下のいずれを提供するものなのかを考慮して、ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定しております。

① ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利

② ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利を顧客に提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一定の期間にわたり充足される履行義務として会計処理しております。

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、当社グループの知的財産を使用する権利を提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一時点で充足される履行義務として会計処理しております。

ただし、上記にかかわらず、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティーに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点又は発生するにつれて認識しております。

- ① その後の売上又は使用が発生する。
- ② 売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティーの一部又は全部が配分されている履行義務が充足（又は部分的に充足）されている。

## (11) 外貨換算

### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

### ② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益及び費用は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで換算しております。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純損益に振り替えております。

## (12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



### (会計方針の変更に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書及び解釈指針を適用しております。この基準等の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

基準書及び解釈指針		概要
IFRS第3号	企業結合	企業結合に関する事業の定義を修正

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 非金融資産の減損

連結財政状態計算書において、有形固定資産90,883百万円、のれん9,357百万円、無形資産76,558百万円を計上しております。これらの資産の減損テストにおける回収可能価額の算定において、事業計画における売上予測及び割引率等において仮定を設定しています。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

#### 2. 非上場株式 (ViiV Healthcare Ltd.) の公正価値測定

連結財政状態計算書において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、ViiV Healthcare Ltd. (以下「ViiV社」という) の株式を154,138百万円計上しております。ViiV社株式の公正価値は、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能な市場データに基づかないインプットを利用する評価技法によって算定しております。公正価値測定における重要な仮定は、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性、各製品の売上成長率、利益率及び割引率であります。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、総資産及び資本に影響を与える可能性があります。

#### 3. Tetra Therapeutics Inc.子会社化により識別した無形資産の公正価値測定

2020年5月26日にTetra Therapeutics Inc. (以下「Tetra」という) を子会社化し、取得日において無形資産の公正価値を26,247百万円と算定しております。Tetraの子会社化によって識別した無形資産の公正価値は、将来キャッシュ・フロー及び割引率等に基づく超過収益法にて測定しております。公正価値測定における重要な仮定は、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性、各製品の販売単価、販売数量及び割引率であります。上市前の製品の販売承認の可能性が低下する場合には、無形資産の減損損失を計上する可能性があります。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の影響

流行が拡大した場合、生産・販売・研究開発といった事業活動の遅延等が発生する可能性があります。完全な収束時期を見通すことは困難な状況にあります。現時点では事業活動に対する影響は軽微であり、のれんの減損テスト等の会計上の見積りにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と仮定しております。なお、これらの仮定に対して状況変化が生じた場合には、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	71百万円
その他の金融資産	42百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	165,798百万円
投資不動産の減価償却累計額	3,571百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
土地建物交換益	22,937
段階取得に係る差益	2,958
その他	507
合計	26,403

(注) 1. 「土地建物交換益」は、シオノギ渋谷ビル再開発に伴うものであります。

2. 「段階取得に係る差益」は、Tetra Therapeutics Inc.株式の段階取得によるものであります。

2. その他の費用の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
寄付金	1,069
減損損失	825
漏出対応費用	663
訴訟関連費用	464
その他	1,234
合計	4,257

(注) 1. 「減損損失」は、製品に係る無形資産に係るものであります。

2. 「漏出対応費用」は、金ヶ崎工場敷地内におけるジクロロメタンの漏出対応に係るものであります。

## (連結持分変動計算書に関する注記)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	316,786,165	—	5,200,000	311,586,165
合計	316,786,165	—	5,200,000	311,586,165
自己株式 普通株式	13,002,082	8,784,862	11,664,500	10,122,444
合計	13,002,082	8,784,862	11,664,500	10,122,444

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加8,784,862株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加8,777,500株、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加5,000株、単元未満株式の買取による増加2,362株であります。  
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少11,664,500株は、第三者割当による減少6,356,000株、消却による減少5,200,000株、新株予約権の行使による減少85,300株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少23,200株であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	16,100百万円	53円	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	16,442百万円	53円	2020年9月30日	2020年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	16,580百万円	利益 剰余金	55円	2021年3月31日	2021年6月23日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数  
新株予約権

	塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権
発行決議の日	2011年 6月24日	2012年 6月27日	2013年 6月26日	2014年 6月25日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	15,600株	25,500株	13,700株	16,700株

	塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権
発行決議の日	2015年 6月24日	2016年 6月23日	2017年 6月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	10,100株	8,700株	10,500株

(注) 権利行使期間は到来しておりますが、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、以下のとおり定めております。

- ① 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
- ② 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である執行役員は、当社執行役員を退任した日又は当社との雇用契約（定年後の再雇用に係る雇用契約を除く。）が終了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。  
なお、新株予約権者の執行役員が新たに当社取締役に選任された場合は、取締役の退任時まで行使できないものといたします。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク等）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、社内で定められた手順に従い、営業債権について、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程により、同様の管理を行っております。

また、デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### (3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 市場リスク

##### ① 為替変動リスク

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務、予定取引及びグループ会社に対する貸付金は、為替変動リスクに晒されております。当社は、外貨建ての営業債権債務等について、通貨別に把握した為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

##### ② 市場価格の変動リスク

当社グループは、債券や取引先企業等の株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、株式については保有状況を継続的に見直すことにより管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融商品		
債券(非流動)	8,559	8,981

(注) 債券(非流動)の公正価値は、主に取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、主に日本国内の各地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
26,759	29,642

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として社外の不動産鑑定士による評価に基づく金額（指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 売上収益の内訳

(単位：百万円)

	金額
国内医療用医薬品の売上収益	94,684
輸出及び海外子会社の売上収益	24,645
製造受託の売上収益	19,744
一般用医薬品の売上収益	11,713
ロイヤリティー収入	144,629
その他の売上収益	1,760
売上収益合計	297,177

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結損益計算書の「売上収益」は、顧客との契約から認識した収益であります。その他の源泉から認識した収益は、連結損益計算書の「その他の収益」又は「金融収益」に含めております。

当社グループの売上収益は、以下の内容から構成されております。国内医療用医薬品の売上収益には、日本国内における医療用医薬品の販売収入、コ・プロモーション契約に係る報酬が含まれております。輸出及び海外子会社の売上収益には、輸出取引による収入、海外子会社での販売収入及びロイヤリティー収入が含まれております。製造受託の売上収益には医薬品原薬の製造受託に係る収入が含まれております。一般用医薬品の売上収益には、当社並びに国内子会社における一般用医薬品の販売収入及びロイヤリティー収入が含まれております。ロイヤリティー収入には、当社及び国内子会社におけるロイヤリティー収入が含まれております。その他の売上収益には、診断薬の販売収入及び国内子会社の売上収益等が含まれております。

日本国内及び海外における医療用医薬品の販売においては、同一国内における販売については、契約上別途定めのない限り、顧客に製品が到着した時点、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね3ヵ月以内に受領しております。

なお、一部の取引においては、当社グループの製品の販売促進を目的として、関連する製品の販売数量等に基づき顧客にリベートを支払うことがあり、対価の額に変動性があります。しかし、顧客に支払うリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはないと判断しております。

また、当社グループが販売する製品には、顧客が返品権を有するものが含まれております。これらの製品については、返品見込額を予想返品率に基づいて算定し、売上収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上しております。また、当社グループが販売する製品は、その性質上、再販売等が困難であるため、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利についての資産は認識しておりません。

医薬品原薬の製造受託においては、原則として顧客に医薬品原薬が到着した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与においては、ライセンス契約の相手方に対して、当社グループの保有する特許権等の知的財産を使用する権利を付与しております。当社グループは、これらの契約で供与する知的財産に重大な影響を与える活動を行う予定はないため、履行義務は一時点で充足されると判断しております。ライセンス供与は、顧客にライセンスを供与した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。

ライセンス供与の対価は、主に、契約締結時に受領する契約金、研究開発の進捗や売上高等の所定の条件を満たした場合に受領するマイルストーン及び関連する製品の売上高又は販売数量等に基づく一定料率のロイヤリティとして、それぞれ対価の受領要件を満たした後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与の対価のうち、マイルストーンは、所定の条件を満たした場合に受領することができますが、当該条件を満たすか否かは不確実であるため、当社グループが権利を得ると見込まれる対価の金額に変動性があります。対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、権利を得ることとなる対価の金額を見積り、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めることとされております。マイルストーン受領の条件は、ライセンス供与後の顧客の判断や行動に依存しており、不確実性が長期間にわたり解消しないものであるため、不確実性が解消される際に、収益の重大な戻入れが生じる可能性があります。そのため、所定の条件を満たした場合にマイルストーンを受領するライセンス供与取引においては、変動対価の見積りが制限されております。

ただし、ライセンス供与の対価のうち、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティは、その後の売上又は使用が発生するか、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティの一部又は全部が配分されている履行義務が充足（又は部分的に充足）されているか、いずれかのうち遅い方が発生する時点で又は発生するにつれて売上収益を計上しております。

なお、当社グループが受領する対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。当社グループは、契約開始時において、当社グループの製品又はサービスを顧客に提供する時点と顧客が当該製品又はサービスに対して支払を行う時点との間の期間が1年以内となると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響を調整しないことを選択しております。

また、当社グループでは、製品保証もしくは類似の権利の付された製品の販売は行っておりません。



(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	2,806円67銭
基本的1株当たり当期利益	365円03銭
希薄化後1株当たり当期利益	364円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

(訴訟の判決の確定)

当社は、2014年9月12日に大阪国税局長より受領した2013年3月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」に対する更正処分について、取消請求訴訟を提起し、東京高等裁判所において争っておりました。2021年4月14日に東京高等裁判所より当社の主張をほぼ全面的に認める判決が言い渡され、その後期限である2021年4月28日までに、国より上告及び上告受理申立てのいずれもが行われず判決内容が確定いたしました。本判決の結果、納付済みの2013年3月期の追徴税額等と更正処分によって消滅した繰越欠損金に伴って支払った2014年3月期の税額の合計約133億円（地方税含む）が還付される見込みです。

(企業結合に関する注記)

(Tetra Therapeutics Inc.株式の取得)

当社は、2020年5月26日付でTetra Therapeutics Inc.（以下「Tetra」という）の株式を追加取得し、完全子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Tetra Therapeutics Inc.（正式名称：Tetra Discovery Partners Inc.）  
事業の内容 医薬品の研究・開発

② 企業結合を行った主な理由

当社は2018年12月に認知機能改善薬候補BPN14770のライセンス契約ならびに出資契約をTetraと締結し、同化合物の研究開発を協力して推進してまいりました。米国においては、アルツハイマー型認知症患者を対象としたPhase II試験が完了しました。本試験結果では、主要評価項目は達成できませんでしたが、開発を継続する意義があると判断し、Tetraの全株式を取得し、同社を完全子会社化することにいたしました。

③ 取得日

2020年5月26日

④ 被取得企業の支配を獲得した方法

契約一時金及びマイルストーンを取得対価とする株式の取得

⑤ 取得した議決権付資本持分の割合

取得直前に所有していた議決権比率	50.00%
取得日に追加取得した議決権比率	50.00%
取得後の議決権比率	100.00%

(2) 取得対価の公正価値及びその内訳

取得日直前に保有していた被取得企業株式の取得日における公正価値	11,152百万円
取得日に追加取得した被取得企業株式の現金による取得対価	10,290百万円
取得日における取得対価に含まれる条件付対価の公正価値	698百万円
取得の対価	22,141百万円

(3) 条件付対価

条件付対価は、今後の開発の達成状況等に応じて支払うマイルストーンであり、最大380百万米ドルを支払う可能性があります。

(4) 取得関連費用

取得に直接要した費用は219百万円であり、前連結会計年度及び当連結会計年度において連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(5) 段階取得に係る差益

当社が支配獲得日の直前に保有していたTetraの資本持分を支配獲得時の公正価値で再測定した結果、段階取得に係る差益として2,958百万円を認識し、連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

(6) 取得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)	
	金額
取得対価の公正価値	22,141
取得資産及び引受負債の公正価値	
無形資産 (注) 2	26,247
その他の非流動資産	58
その他の流動資産	282
現金及び現金同等物	1,754
繰延税金負債	△6,163
その他の負債	△193
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	21,985
のれん (注) 3	155
合計	22,141

- (注) 1. 当連結会計年度末において、取得日における識別可能資産及び負債の公正価値を算定し、取得対価の配分が完了しております。
2. 無形資産は製品に係る仕掛研究開発資産であります。
3. のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。なお、認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

- (7) 取得に伴うキャッシュ・フロー
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 現金による取得対価          | 10,290百万円 |
| 取得日に受け入れた現金及び現金同等物 | 1,754百万円  |
| 子会社の取得による支出        | 8,536百万円  |
- (注) 前連結会計年度における支出5,315百万円、当連結会計年度における支出3,221百万円

(8) 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けておりません。

(ナガセ医薬品株式会社株式の取得)

当社の100%子会社であるシオノギファーマ株式会社（以下「シオノギファーマ」という）は、2020年10月1日付で、医薬品の製造を行うナガセ医薬品株式会社（以下「ナガセ医薬品」という）の株式の100%を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ナガセ医薬品株式会社  
事業の内容 医薬品の製造

② 企業結合を行った主な理由

シオノギファーマは、世界で最も信頼されるCDMO(Contract Development and Manufacturing Organization) 事業者となることを目指しており、ナガセ医薬品が保有する製造能力やノウハウの相互活用を行い、今後更なるCDMOビジネスを推進し、CDMOにおけるリーディングカンパニーを目指すためであります。

③ 取得日

2020年10月1日

④ 被取得企業の支配を獲得した方法

シオノギファーマによる現金を対価とする株式の取得

⑤ 取得した議決権付資本持分の割合

100.00%

(2) 取得対価の公正価値及びその内訳

現金及び現金同等物 415百万円

なお、シオノギファーマは、取得対価としての現金支払に加え、ナガセ医薬品の負債の返済原資として同社に対する現金貸付4,014百万円を行っております。

(3) 取得関連費用

取得に直接要した費用は111百万円であり、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

## (4) 取得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
取得対価の公正価値	415
取得資産及び引受負債の公正価値	
有形固定資産	1,779
棚卸資産	698
営業債権	1,192
その他の資産	625
社債及び借入金（流動）	△4,014
営業債務	△194
その他の金融負債	△581
その他の負債	△603
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	△1,099
のれん（注）2	1,514
合計	415

- (注) 1. 当連結会計年度末において、取得日における識別可能資産及び負債の公正価値を算定し、取得対価の配分が完了しております。
2. のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。なお、認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

## (5) 取得に伴うキャッシュ・フロー

現金による取得対価	415百万円
取得日に受け入れた現金及び現金同等物	0百万円
子会社の取得による支出	414百万円

なお、シオノギファーマは、上記に加え、負債の返済原資として被取得企業に対する現金貸付4,014百万円を行っております。被取得企業は、当該貸付を返済原資として負債の支払いを行っております。

## (6) 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けておりません。

(株式会社UMNファーマの企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

当社は、2019年12月19日付でバイオ医薬品の研究・開発・製造・販売を行う株式会社UMNファーマの株式を取得し、同社を連結子会社としております。

前連結会計年度においては、取得資産及び引受負債の公正価値は暫定的な金額となっておりますが、当連結会計年度に確定し、取得対価の配分が完了したことにより、暫定的な金額を下記のとおり修正しております。

取得日（2019年12月19日）における取得資産及び引受負債の公正価値

	当初の 暫定的な 公正価値	修正額	修正後の 公正価値
有形固定資産	80	-	80
無形資産（注）1	-	5,169	5,169
棚卸資産	42	-	42
現金及び現金同等物	484	-	484
その他の資産	52	-	52
繰延税金負債	-	△1,576	△1,576
その他の負債	△113	-	△113
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	546	3,592	4,139
非支配持分	△90	△592	△682
のれん（注）2	7,523	△3,000	4,523
合計	7,980	-	7,980

(注) 1. 無形資産は製品に係る仕掛研究開発資産であります。

2. のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

なお、認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

なお、前連結会計年度の連結財政状態計算書を遡及的に修正しております。当初の暫定的な金額からの主な修正として支配獲得日におけるのれんの金額が3,000百万円減少しております。これは主に、無形資産が5,169百万円、繰延税金負債が1,576百万円増加したことによるものです。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自 己 株 式	株主資本 合計	その 他 有 価 証券 評価 差額 金	繰延ヘッジ 損益			評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金									
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	21,279	16,392	-	5,388	3,012	368,645	174,307	△77,292	511,733	14,022	4,287	18,310	438	530,482
会計方針の変更による累積的影響額							24,907		24,907					24,907
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,279	16,392	-	5,388	3,012	368,645	199,215	△77,292	536,641	14,022	4,287	18,310	438	555,390
当 期 変 動 額														
固定資産圧縮積立金の取崩					△91		91		-					-
剰余金の配当							△32,543		△32,543					△32,543
当 期 純 利 益							32,181		32,181					32,181
自己株式の取得								△50,013	△50,013					△50,013
自己株式の処分			△4,518					38,404	33,886					33,886
自己株式の消却			△30,912					30,912	-					-
そ の 他			35,430				△35,744		△314					△314
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										5,035	△7,029	△1,994	△187	△2,181
当期変動額合計	-	-	-	-	△91	-	△36,014	19,302	△16,803	5,035	△7,029	△1,994	△187	△18,984
当 期 末 残 高	21,279	16,392	-	5,388	2,921	368,645	163,201	△57,989	519,838	19,057	△2,741	16,315	251	536,405

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

(時価のあるもの)

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法。なお、金融商品取引法第2条第2項に基づくみなし有価証券については、投資事業組合の純資産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

#### (2) 運用目的の金銭信託

時価法

#### (3) デリバティブ

時価法

#### (4) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～17年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



## 6. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引及び通貨オプション取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債権債務及び予定取引、借入金

### (3) ヘッジ方針

当社は外貨建金銭債権債務及び予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用できるようになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、医療用医薬品の販売及び医薬品原薬の製造受託において、国内における販売については顧客に製品が到着した時点で、輸出販売については貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で収益を計上する方法に変更しております。また、当社製品の販売促進を目的として顧客に支払う対価は、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。返品権付の販売については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価の定めに従って、収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上する方法に変更しております。さらに、ライセンス供与の対価のうち、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤリティーについては、その後の売上又は使用の発生か、配分されている履行義務の充足（又は部分的に充足）かいずれかのうち遅い方が発生する時点で収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が9,457百万円減少、売上原価が142百万円減少、販売費及び一般管理費が1,770百万円減少しており、売上総利益が9,314百万円減少、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ7,543百万円減少しております。また利益剰余金の期首残高が24,907百万円増加しております。

## 重要なヘッジ会計の方法の変更

当社は、従来、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しておりましたが、外貨建金銭債権債務等とデリバティブ取引の状況をより適切に計算書類に反映させるため、当事業年度より原則的な処理方法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更は、過去の期間にあたる影響が軽微であるため、遡及適用していません。また、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 関係会社株式の評価

貸借対照表において関係会社株式を159,211百万円計上しており、このうちTetra Therapeutics Inc. (以下「Tetra」という)株式の帳簿価額は18,593百万円であります。

Tetraを含む一部の関係会社株式の取得にあたっては、同社の超過収益力および取得時に識別された無形固定資産を加味した価額で株式を取得しております。これらの株式の実質価額の算定にあたり、各社の計算書類を基礎に、企業結合により識別した無形固定資産を加味しております。実質価額算定上の重要な仮定は、当該無形固定資産の対象製品についての規制当局による販売承認の可能性であります。上市前の製品の販売承認の可能性が低下する場合には、評価損を計上する可能性があります。

### 2. 新型コロナウイルス感染症の影響

流行が拡大した場合、生産・販売・研究開発といった事業活動の遅延等が発生する可能性があります。完全な収束時期を見通すことは困難な状況にあります。現時点では事業活動に対する影響は軽微であり、関係会社株式の評価等の会計上の見積りにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と仮定しております。なお、これらの仮定に対して状況変化が生じた場合には、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 |           |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額            | 60,229百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権              | 3,695百万円  |
| 関係会社に対する金銭債務                 | 13,554百万円 |

## (損益計算書に関する注記)

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。   |           |
| 2. 関係会社との取引高   |           |
| 営業取引高  | 84,077百万円 |
| 営業取引以外の取引高   | 5,718百万円  |
| 3. 関係会社株式売却益   |           |
| 子会社であるシオノギヘルスケア株式会社の株式の売却によるものであります。   |           |
| 4. 関係会社株式評価損   |           |
| 子会社であるシオノギINC.、C&OファーマシューティカルテクノロジーホールディングスLtd.、並びにシオノギシンガポールPte.Ltd.に係るものであります。 |           |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

10,122,444株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	36,211百万円
関係会社株式簿価修正	12,567百万円
研究開発費	10,277百万円
投資有価証券評価損	3,167百万円
賞与引当金	1,430百万円
未払事業税	1,271百万円
その他	3,358百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 小計	68,284百万円
評価性引当額	△48,000百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 合計	20,284百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△5,095百万円
その他有価証券評価差額金	△4,699百万円
固定資産圧縮積立金	△1,287百万円
投資有価証券交換益	△965百万円
その他	△232百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債 合計	△12,280百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	8,003百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シオノギファーマ(株)	所有 直接100%	当社製品の製造委託 試験・分析委託	仕入(注1)	57,692	買掛金	4,336
子会社	平安塩野義(香港)有限公司	所有 間接51.0%	子会社株式の譲渡	株式売却(注2) 売却代金 売却益	4,675 3,516	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

2. 2021年1月29日付で、当社子会社(シオノギヘルスケア株式会社)の発行済株式の全部を譲渡しております。なお、株式譲渡価格は市場実勢等を勘案し、両社の協議の上で決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,778円50銭
1株当たり当期純利益	105円02銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	104円98銭

## (収益認識に関する注記)

連結計算書類 連結注記表(収益認識に関する注記)をご参照ください。

## (重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類 連結注記表(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

## (企業結合に関する注記)

連結計算書類 連結注記表(企業結合に関する注記)をご参照ください。